

平成25年度 第2回

地域包括支援分科会

資料 1

議事 (1)

拡大版包括ケア会議モデル事業について (報告)

拡大版包括ケア会議モデル事業について

1 地域ケア会議と包括ケア会議について

| | | 地域ケア会議 | 包括ケア会議 |
|------|---|--|---------------------------------|
| 名称等 | | 多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築のための1つの手法として国が明文化した会議 | 本市で開催している会議 |
| 根拠法 | | 平成24年3月30日 厚労省通知「地域包括支援センターの設置運営について」 | 平成18年4月1日 北九州市包括ケア会議設置要綱 |
| 実施主体 | | 市町村・地域包括支援センター | 統括支援センター |
| 目的 | | 1. 高齢者の実態把握や課題解決のためのネットワークの構築 2. 介護支援専門員の支援 3. 地域課題の把握 | 地域包括支援センターの個別支援の専門的・技術的支援 |
| 会議内容 | | 個別事例の検討 | ①個別事例の事前・事後の相談 ②養護老人ホーム入所者判定 |
| 開催頻度 | | (明記なし) | 各区で2ヶ月に1回 |
| 構成員 | 同 | 包括職員、保健福祉課長、民生委員、社会福祉協議会 医師、看護師、ケアマネジャー、介護事業者、介護施設職員 等 | |
| | 異 | 歯科医師、薬剤師、OT・PT、 管理栄養士、歯科衛生士 | 弁護士、警察 |

2 拡大版包括ケア会議モデル事業

(1) 目的 国が示した地域ケア会議をモデル的に実施

(2) 実施方法

- ・厚労省「地域ケア多職種協働推進等事業」補助事業
- ・門司区、小倉北区、八幡東区において、現在の包括ケア会議に更に構成員を加え、18事例(1区6事例ずつ)を検討
※加えた構成員：精神科医師、歯科医師、作業療法士、薬剤師 等

(3) まとめ

- ・精神科医師や作業療法士から有効なアドバイスを得ることができた
- ・迅速でタイムリーな個別支援にはならない
- ・多職種が一同に会するのは困難
- ・事例から様々な高齢者の実態や課題を把握できる

(4) 今後の検討の方向性

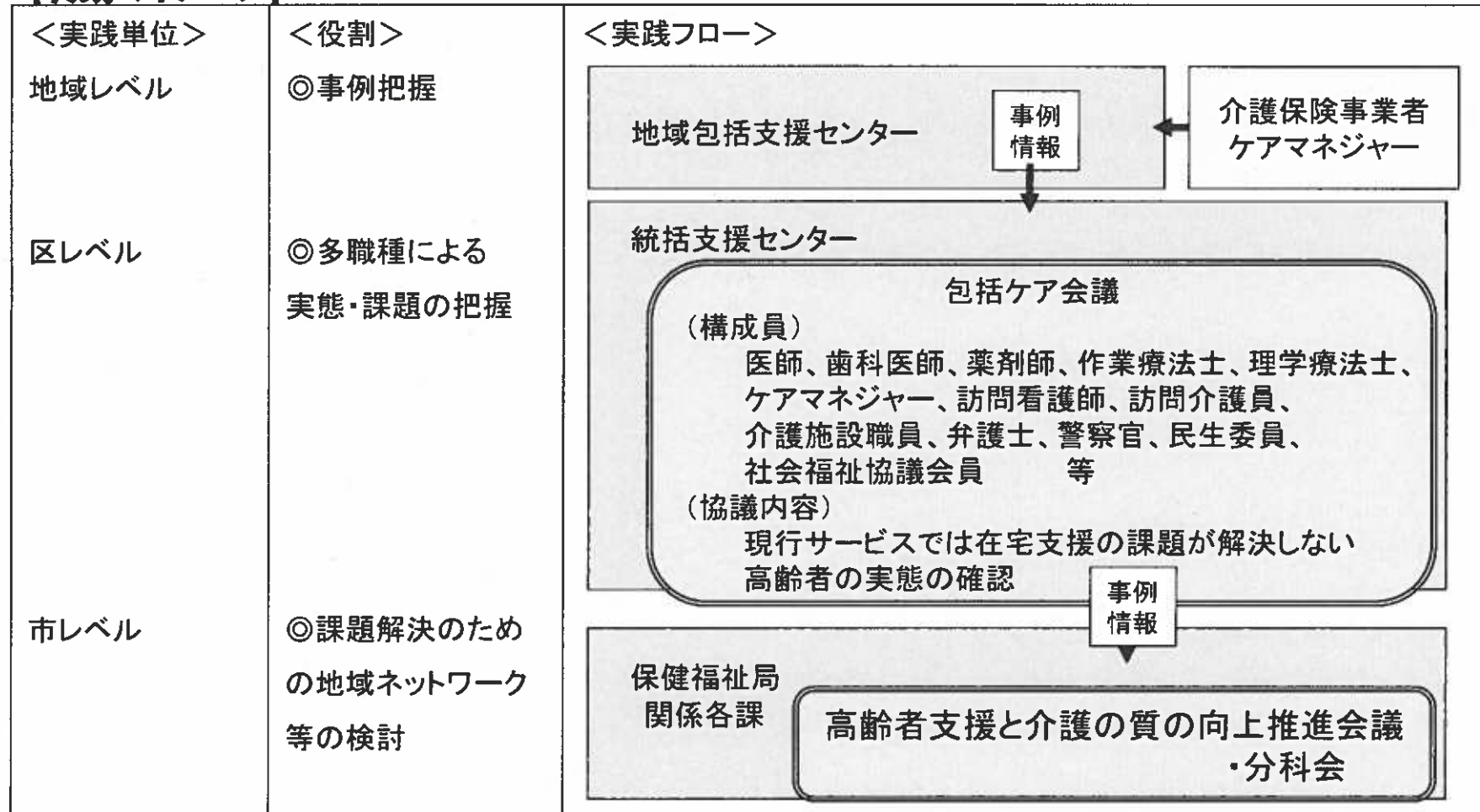
- ・迅速でタイムリーなアドバイスを得るしくみは、会議以外で構築する
- ・包括ケア会議では、個別事例の検討のみでなく高齢者の実態把握や課題を把握し、その課題を既存の会議(質の向上推進会議等)で検討することで地域包括支援ネットワーク構築を推進する

地域・区・市レベルの各役割をつないで実践する地域ケア会議(平成25年度の取組み)

【概要】 (「地域ケア会議」の名称は使用せず、既存の名称で実施)

地域包括支援センターにおいて、現在の支援ネットワークやサービスで在宅支援の課題が解決しない高齢者を把握し、統括支援センターで開催する包括ケア会議で多職種による高齢者の実態や課題を把握し、保健福祉局関係各課が課題解決のための地域ネットワーク等を高齢者支援と介護の質の向上推進会議等で検討する。

【実践のイメージ】



地域支援事業実施要綱における「地域ケア会議」の位置づけ

別記

第1 事業構成（略）

第2 事業内容

1 介護予防・日常生活支援総合事業

（中略）

2 包括的支援事業

（中略）

(5) 包括的支援事業の実施に際しての留意事項

（1）から（4）までに掲げる事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要である。このため、こうした連携体制を支える共通基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要である。

「地域包括支援ネットワークの構築のための一つの手法として、例えば、地域包括支援センター（または市町村）が、行政職員、地域包括支援センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員等を参集した「地域ケア会議」を設置・運営すること等が考えられる。

3 任意事業（略）

介護保険法の改正による地域包括支援センターの機能強化

(地域包括支援センター)

第115条の46 (略)

2～4 (略)

5 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、高齢者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めなければならない。

【解説】

- 地域包括支援センターにおいて、介護事業者、医療機関、民生委員、ボランティアなどの関係者のネットワークが十分に構築できていないのではないか、との指摘があることから規定を新設
- この条項の新設の趣旨は、単にネットワークを形成することを目標とするのではなく、地域ケア会議などの場を活用して、迅速に関係者の共通認識と合意形成を図るための前提条件の重要性を意識して規定したことに留意

(実施の委託)

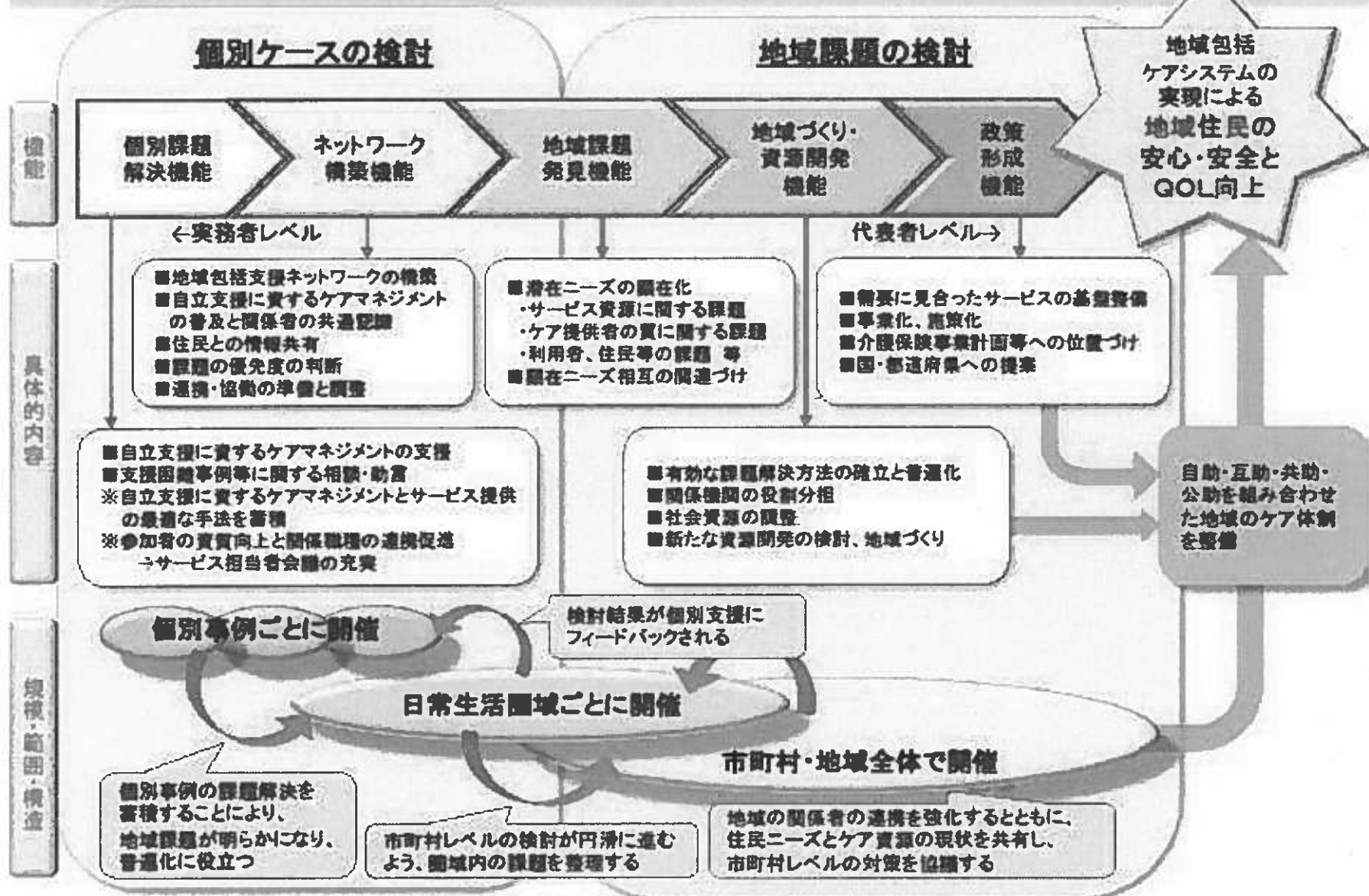
第115条の47 市町村は、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該包括的支援事業を委託することができる。

2～8 (略)

【解説】

- 地域包括支援センターについては、業務の性質上、保険者たる市町村の関与のもとで運営されるべきであるが、委託型のセンターについては、市町村が十分に関与できていないのではないか、との指摘があることから規定を新設
- 直営の場合でも、運営方針を定めることが望ましい。
- 方針の内容は、設置運営要綱で例示

「地域ケア会議」の5つの機能



※地域ケア会議の参加者や規模は、検討内容によって異なる。

「地域ケア会議」を活用した個別課題解決から地域包括ケアシステム実現までのイメージ

- 地域包括支援センター(又は市町村)は、多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援のための実務者レベルの地域ケア会議を開催するとともに、必要に応じて、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有するための地域ケア会議を開催する。
- 市町村は、地域包括支援センター等で把握された有効な支援方法を普遍化し、地域課題を解決していくために、代表者レベルの地域ケア会議を開催する。ここでは、需要に見合ったサービス資源の開発を行うとともに、保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織・民間企業等によるネットワークを連結させて、地域包括ケアの社会基盤整備を行う。
- 市町村は、これらを社会資源として介護保険事業計画に位置づけ、PDCAサイクルによって地域包括ケアシステムの実現へとつなげる。

